

令和5年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和5年10月25日（水） 午前13時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、河野 憲嗣、田中 朋子、松隈 久昭
労働者代表：稲福 史、鹿嶋 秀和、原口 享子、藤本 雅史、山田 功一
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、高橋 基典、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局
大分労働局：佐藤 局長、斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
 - (1) 令和5年度大分県特定最低賃金の審議状況について
 - (2) 令和5年度大分県特定最低賃金専門部会報告について
 - (3) 令和5年度大分県特定最低賃金の改正決定について
 - (4) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、全委員出席をいただいております。

このため、本審議会には15名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、井田会長にお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

議題 1、「令和 5 年度特定最低賃金審議状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金につきましては、9月25日に第一回目の専門部会を5産別が集まったの合同会議の形で開催し、部会長の選出、専門部会規程の確認、金額審議日程の調整等を行いました。

その後、10月4日から10月23日までの間で各産別2回の金額審議を行っていただきました。

専門部会での審議結果につきましては資料No.1「令和5年度 特定最低賃金審議結果」の通りでございますが、各専門部会の結審内容を説明させていただきます。

鉄鋼業最低賃金専門部会は、43円引き上げの時間額1,053円、

非鉄金属製造業最低賃金専門部会は、40円引き上げの時間額1,005円、

電気機械器具製造業最低賃金専門部会は、45円引き上げの時間額941円、

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、35円引き上げの時間額951円、

自動車（新車）小売業最低賃金専門部会は、40円引き上げの時間額942円で、それぞれ結審するに至りました。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。特に無いようであれば、次の議題2「特定最低賃金専門部会報告について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日配付させていただきました資料No.2をご覧ください。

これは、本年度、5つの特定最低賃金専門部会において、おまとめいただきました結果を各部会長から審議会会長あての報告書として作成したものでございます。

報告書の記載内容は各専門部会でご確認いただきましたが、審議会委員の皆様には、報告書の読み上げを持ちまして、内容をご確認いただきたいと思っております。

賃金補佐

それでは、鉄鋼業以下の特定最低賃金につきまして、報告書を読み上げます。

なお、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、適用する労働者の項目の異なる個所も読み上げさせていただきます。

その他の内容は、鉄鋼業と同文ですので省略させていただきます。

【報告書読み上げ】

会 長

ただ今、事務局から報告書の説明と、読み上げがありましたが、何か質問等はありませんか。

特にないようであれば、事務局から本報告の取り扱いについて説明をお願いします。

賃金室長

5つの特定最低賃金専門部会の部会長を代表して鉄鋼業の部会長である松隈委員から、全専門部会の報告書を一括して井田会長にお渡しいただきたいと思っております。

【松隈部会長から井田会長に報告書を手交】

会 長

続いて、議題3「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の審議について」に入ります。

事務局に専門部会の審議経過の説明をお願いします。

賃金室長

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金については、10月13日、10月18日と2回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致とはならず採決により結審いたしました。

これにより、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されないため、本審議会におきまして、この専門部会報告書につきましてご審議いただくこととなります。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

では、ここで、同専門部会の荒井部会長から審議について説明をお願いします。

荒井委員

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の金額審議は、10月13日と10月18日の2回に渡り、全会一致に向けて真摯な協議を進めてまいりました。

金額審議の1回目では、労側委員からは、

- ・自動車産業は、就業人口のおよそ1割を占める主要産業であり、日本経済、地域経済に大きな貢献をしている。
 - ・しかし、人材の確保・流出が課題となっており、高い付加価値を生み出し続けている産業の仕事の質にふさわしい水準の特定最賃にしなければならない。
 - ・造船においては、多くが地方圏を生産拠点とし、地方の経済雇用を支えている。また、高技術・長期能力蓄積型産業であり、自動化できる職種が少なく、人の知識と経験で成り立っている産業である。
 - ・しかし、雇用情勢が厳しく、人材不足や技術・技能の伝承に問題があり、このままでは、国内造船産業の衰退につながりかねない。
- などの説明がありました。

一方、使側委員からは、

- ・ここ数年の急激な賃上げで中小の経営は確実に圧迫されている。東京商工リサーチの1－6月期の人件費の高騰を理由とする倒産が昨年同

期比の2.3倍となっている。

- ・自動車産業の中小企業も、賃上げに加え、物価高で経営が圧迫されており、賃上げするにしても、緩やかに上げていかないと倒産が加速してしまう。
- ・加えて、EV化により、エンジン、変速機、排気が不要となるため、影響ある企業では、新事業へ取り組みなど大きな課題がある。
- ・価格転嫁においても以前よりはよくなったが、賃上げや物価上昇分を考えるとまだ5割程度で不十分である。
- ・造船については、受注状況が改善されており、また、船価も上がってきているが、鋼材価格が2年前の2倍ほどで高止まりしており、何とか回している状況である。
- ・人材不足はひしひしと感じており、外国人だよりなので、外国人材獲得のためにも賃金の引き上げについては必要と考えている。

などの説明がありました。

第2回目の金額審議では、労側委員から協議を開始しましたが、
労側委員からは、

- ・地域最賃との差が縮小しており、また、昨年は県内特定最賃の中で22円と一番低い引き上げであったため、雇用維持の観点から、大分県内での他産業との差が広がるのを阻止したい。

との説明がありました。

労側からの新たな金額提示を受け、使側からは、

- ・昨年の引き上げ額22円よりも、すでに大きく引き上げた数字を提示しており、同産別の全国的な結審状況を見ても悪い数字ではない。

との説明がありました。

労側からは、

- ・急激な賃金引き上げが、自動車・船舶製造業界に影響を与えることは労側においても十分に認識しているからこそ、地域最賃の引き上げや他産業の引き上げより、昨年も低い金額で全会一致している。
- ・ただし、自動車・船舶は引き上げ幅が小さくなってきているため、このままでは優位性が保てなくなることに危機感を持っている。
- ・また、一番重要なのは人材不足に対応することであり、そのためには引き上げ額を考えなければいけない。

と説明がありました。

その後労側、使側、それぞれ1円差まで歩み寄りを行っていただきましたが、労側からは、

- ・熊本県が34円で結審しており、人材流失の観点からこれ以上の引き下げはできない。

使側からは、

- ・すでに限界を超えている。全会一致を目指し歩み寄りを行ったがこれ以上の引き上げは無理である。

との説明があり、公益委員としては、労使の金額提示が1円差となりましたが、現状では全会一致が難しいことから、一旦公益委員の意見の取りまとめを行いました。

公益委員の意見は、「労使それぞれの主張には根拠があり、もっともな意見であるが、本年は他県で40円を上回り決定しているところが多く、またこれまでの大分の他産別でもいずれも40円を上回っている状況であることを考えると、労使がともに最重要な課題と考える雇用の確保を考慮し、より高い金額である35円としたい。」と結果として、労側提示の35円を採用するものとなりました。

そのため、再度、使側に公益委員の考えを説明し、全会一致の観点から再度歩み寄りができないか最終的な確認を行いました。使側からは、これまでの説明のとおり、すでに引き上げ額の限界を超えているため歩み寄りができないとの説明があったため採決を行ったものです。

採決の結果、引き上げ額 35円、時間額951円に対し、

賛成 5名、反対3名

となったものです。

審議状況は以上でございます。

会 長

ただ今の説明及び報告書の内容に対し、何か質問等はありませんか。

なければ、これから、この報告書の最低賃金額について、採決を行うこととなりますが、採決に当たり、労使で何か補足しておきたいことはありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の採決を行います。

同専門部会報告の最低賃金額951円について、

賛成の委員は挙手をお願いします。 9 人

反対の委員の挙手をお願いします。 5 人

採決の結果は、

賛成 9 人、反対 5 人

となりました。

よって、賛成多数で、専門部会報告の最低賃金額951円を大分地方最低賃金審議会として可決します。

会 長

それでは、事務局に答申文(案)の準備ができましたら配付と読み上げをお願いします。

賃金補佐

【答申文(案)の配付と読み上げ】

会 長

ただ今の答申文(案)に対し、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、冒頭の(案)は削除願ひ、この答申を会長からの答申とします。

会 長

次に、議題4「特定最低賃金の改正決定について(答申)」に入ります。本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.3をご覧ください。

特定最低賃金の答申の写しを配付させていただいております。

先程の審議状況でもご説明いたしましたが、今年度の審議では、4つの専門部会において、全会一致の結論をいただきました。

したがいまして、専門部会の結論が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により専門部会の決議が審議会の決議となり、各専門部会の結審した日付で答申をいただいたところです。答申文につきましては、先程の報告書の内容と同じでございますので、読み上げは省略させていただきます。

それでは、本日御審議いただきました、大分県自動車・船舶製造業最低賃金の答申と併せまして、5つの答申文を、井田会長から佐藤労働局長にお渡しいただきたいと思います。

【会長から局長へ答申文を手交】

会 長

ただ今、労働局長に答申文を手交させていただきましたが、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

先程、答申文を手交していただきましたが、全会一致により既に答申をいただいております4つの特定最低賃金につきましては、順次、答申日に答申の要旨を大分労働局前に掲示し、それぞれ翌日から起算し15日間の公示をしております。

最初に答申されました「非鉄金属製造業」の最低賃金に対する異議申出の期限は10月27日（金）まで、また、最後の答申であります「自動車・船舶製造業」につきましては、本日公示を行いますので、異議申出の期限は11月9日（木）までとなります。

これらに対し、異議申出がなければ、大分労働局長は、公示末日の翌日（休日の場合は、翌開庁日になります）審議会の答申のとおり、各特定最低賃金額を決定し、順次官報公示の手続きを行ってまいります。

効力発生日は、5つの特定最低賃金を統一して、指定発効の12月25日の見込みでございます。

なお、異議申出があった場合は、審議会を11月10日（金）10時から開催させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

ちなみに、特定最賃の異議は、確認したところ、これまで提出されたことはございません。11月10日の審議会は異議を審議することのみを議題としておりますので、異議の提出がない場合は、審議会は開催しないということになります。

そのため、開催日程は11月10日の午前10時からとしておりますが、開催の有無につきましては、異議が出された際に事務局から各委員の皆様へ開催のご連絡差し上げるということになります。

最終的に開催しないことのご連絡も差し上げますが、公示期限が11月9日の24時となりますので恐縮でございますが、開催日当日の朝一番のご連絡となりますこと、ご了承願います。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願い申し上げます。

会 長

ただ今の事務局説明に対し、何か質問等はありませんか。

なければ、最後に議題5「その他」に入ります。

労使各側から、ここで話しておきたいことがあればお伺いします。

【意見等なし】

事務局から何かありますか。

賃金室長

委員の退任の報告をさせていただきます。

労側代表委員の稲福委員から10/31まででの辞職の申し出があり、辞職承認の手続きが終了したところでございます。

稲福委員には、平成30年4月から約5年半に渡り労働者代表委員を務めていただいたとこととでございます。大変ありがとうございました。本日が出席いただきます最後の審議会となりますので、一言ご挨拶をいた

だきたいと思います。

【稲福委員退任あいさつ】

大変ありがとうございました。

なお、後任につきましては、10/27まで後任の推薦公示をさせていただいているところでございます。公示期間が終了し、労働局内で推薦に基づいて後任の承認手続きが終了しましたら委員の皆様にご報告をさせていただきます。

会 長

最後に佐藤労働局長から御挨拶があるとのことですのでお願いします。

労働局長

委員の皆様には、大変お忙しい中、本日の審議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、5業種の特定最賃につきまして、金額審議をしていただき、本日、審議会会長から答申を受け取らせていただいたところです。

審議会委員の皆様方におかれましては、大分県最低賃金の引上げが大きかったことや、物価の上昇などの経済情勢の変化が大きい中で、雇用の確保や産業の発展を継続させるためには、どのように賃金を引き上げていくことが望ましいのかを、それぞれの立場から真摯に御審議いただき、大変ありがとうございました。

大分労働局におきまして、今後は、大分県最低賃金と併せて特定最低賃金の周知をしっかりと図ってまいります。

委員の皆様方におかれましても、最低賃金の周知など引き続き労働行政に御協力していただきますよう、よろしく願いいたします。

これまでの各委員の御尽力に対しまして、改めまして、心から感謝申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

会 長

ありがとうございました。

それでは以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録確認委員は藤本委員、藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。

確認委員 会長 _____ 井田 雅貴 _____

労働者側委員 _____ 藤本 雅史 _____

使用者側委員 _____ 藤野 久信 _____